

慶應義塾における公的資金に関する不正防止計画

文部科学省は、平成19年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を制定した。このガイドラインは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした研究資金について、配分先すべての機関においてそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。また、平成26年2月には同ガイドラインが一部改正され、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな内容が加えられるとともに、記述の具体化・明確化が図られた。このガイドラインは大綱的性格のものであり、具体的な制度構築は、組織の長の責任とリーダーシップのもと、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、その機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められている。慶應義塾はすでに相応の体制・施策は備えているが、今後とも説明責任を果たすために、改正ガイドラインに対応して不正防止計画を改正し、公表するものである。なお、慶應義塾では、国、地方公共団体またはその外郭団体から義塾に交付される資金について、研究費だけでなく、教育活動に交付される資金も含め「公的資金」と呼ぶ。

機関に実施を要請された事項 (改正ガイドライン項目区分)	今まで実施してきている体制・施策等	懸念される不正発生要因等	不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等の役割、責任の所在・範囲と権限等を定めた「公的資金の運営・管理に関する規則」を制定している。</li> <li>【責任体系】 最高管理責任者：塾長 統括管理責任者：研究担当常任理事 コンプライアンス推進責任者：学部長・研究科委員長・研究所長・大学病院長・キャンパス事務長等。役割の実効性を確保する観点から、部門単位で複数の副責任者の指名が可能。</li> <li>・毎年発行・配付する『RESEARCH HANDBOOK』およびWebサイトへ関連規程を掲載し、公開・周知している。また、塾長には常任理事や業務監査室から直接報告が行われ、最高管理責任者として適切にリーダーシップを発揮できる体制となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塾長・常任理事・学部長等が、責任者としての役割について常に意識し、かつ構成員に周知しておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塾長・常任理事・学部長等が、それぞれの出席する会議体等において、研究倫理の重要性や公的資金の適切な使用をこころがけるように伝える。</li> <li>・コンプライアンス推進責任者が、自ら管理・監督する部門内の、CITI Japan教材(e-learning)によるコンプライアンス教育の受講率を把握する。また、部門内の会議体等の機会を利用して、定期的に受講を促し、受講率の向上に努める。</li> </ul>
ルールの明確化・統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『RESEARCH HANDBOOK』に関連規程等ルールを掲載し、公的資金に関わる全ての構成員に配付している。</li> <li>・三田・日吉・矢上・信濃町・湘南藤沢・芝共立の各キャンパスの学術研究支援課(担当)、鶴岡・新川崎の各タウンキャンパスの事務室および関連部署の担当者で構成する公的資金マニュアル検討委員会を年4回程度開催している。同委員会では、ルールの解釈の統一的運営を図るとともに、様々な観点から「公的資金の支出に関する規則」を見直し、あわせて会計手順や詳細なルールを解説した「公的資金マニュアル」を毎年作成し、公的資金に関わる全ての構成員に配付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の構成員について、公的資金の運営・管理に対する関心や理解の深さに希薄な点がある。</li> <li>・ルールと運用の実態の乖離が起こる、適切なチェック体制が維持されない等が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各キャンパスの学術研究支援課(担当)の職員が、公的資金関連規程への関心や理解を深めるために、公的資金の運営・管理に関わる構成員に、提出書類を扱う日常業務の中で、コンプライアンスに関する必要事項の周知や個別の質問への対応を、規程やマニュアルに基づき行う。</li> <li>・学術研究支援部門だけでなく、関連部署の会計担当者もメンバーに加えた結果、より多角的な視点でマニュアルを作成できる体制となった公的資金マニュアル検討委員会が、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が維持されているか、ルールの解釈について統一的運営が図られているか等随時確認を行い、『公的資金マニュアル』を、毎年最新情報を網羅したものに改訂する。</li> </ul>
職務権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限・責任・業務分担・職務権限および決裁権限に応じた決裁手続きについて、「公的資金の支出に関する規則」や関連規程に定めるとともに、事務処理の流れを『公的資金マニュアル』に記載して明確に示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部研究者発注を認めているため、発注先選択の公平性、発注金額の適正性が保たれないおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各キャンパスの管財担当部署が、科学研究費補助金説明会等で、周知徹底する。また、学術研究支援課(担当)も、日常業務の中で、実際の案件を通じて、公平かつ適正に発注先を選択するよう伝える。</li> </ul>
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公的資金の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する規則」を制定し、コンプライアンス教育の必要性や「誓約書」の内容等について示している。</li> <li>・リーフレット「公的資金を正しく使用するために」を配付し、「誓約書」を徴取している。</li> <li>・CITI Japan教材(e-learning)によるコンプライアンス教育の受講、および機関として受講者の受講状況と理解度が把握できるシステムの導入を準備している。</li> <li>・公的資金に関わる事務職員に「公的資金マニュアル」を毎年配付するとともに、研修会等を行ない、専門能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、研究者の効率的な研究遂行を支援する立場にあるとの認識を浸透させている。</li> <li>・公的資金に関わる全ての構成員に向けた行動規範として、「研究倫理要綱」を策定し、「解説」を添えて『RESEARCH HANDBOOK』やWebサイトに公表するとともに、大学院生に配付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の構成員について、コンプライアンス教育に対する抵抗感があり、受講に対して消極的な傾向が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者が、「コンプライアンス教育とは、公的資金の運営・管理に関わる構成員が、自らのどのような行為が不正にあたるのかを理解するために、機関の不正対策に関する方針やルール等の理解を目的として実施するものである。」ということ、各種会議体、科学研究費補助金説明会等の機会を活用して、周知徹底する。</li> </ul>
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来より、不正に関する申し立ては各部門(キャンパス)へ申し出ることができるとしていたが、さらに本部総務部内に「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」を設置して、郵送またはWebで受け付けるようにしている。</li> <li>・「公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン」を制定し、不正に係る調査の公正かつ透明性の高い手続き等について、明確に示している。</li> <li>・「公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則」を制定し、懲戒の種類およびその適用に必要な手続き等を明確に示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正に関する申し立て窓口について、手続き等を適正に行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一不正が生じた場合には、ガイドラインや規則に沿って適正な手続きを行い、結果の一部を公開すること等により、再発防止に努める。</li> </ul>

2-102

機関に実施を要請された事項 (改正ガイドライン項目区分)	今まで実施してきている体制・施策等	懸念される不正発生要因等	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</li> <li>不正防止計画の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>懸念される不正発生要因について、各キャンパスの現状を定期的にヒアリングした上で整理し、不正防止計画に反映させる必要がある。</li> <li>不正防止計画が着実に遂行され、成果を上げる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス検討委員会と学術研究支援部が、各キャンパスの学術研究支援課(担当)や他部門に意見や懸念事項を定期的にヒアリングし、不正の要因把握や防止対策の検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。</li> <li>コンプライアンス検討委員会が、Webサイト等を利用して、不正防止計画の塾内での認知度を高めるよう努める。また、コンプライアンス検討委員会は事務部門の各部長を中心に構成されているので、各委員が不正防止計画を常に意識し、部下や関係部署に働きかけを行う等、不正防止の気運を盛り上げる。</li> </ul>
研究費の適正な運営・管理活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書・納品書・請求書に支出元の資金名を記入し、支出財源を特定している。100万円以上の消耗品、20万円以上の備品は事務部門が発注を行い、100万円未満の品は研究者発注を認めている。会計担当者が予算執行状況を把握し、偏りがある場合は当該研究者に、業者の極端な偏りを指摘し注意を促すほか、特に偏りが見られる場合には、特別監査を行っている。</li> <li>会計担当者が予算執行の遅れを把握した場合、研究者に理由を尋ね、残りの研究期間でいかに研究計画を遂行するか、計画を変更する際は資金元のルールに則っているか等を確認している。計画が遅れる場合は繰越制度があることを説明し、積極的な利用につなげている。また、研究費を返還しても、その後の採択に影響がないことを説明している。</li> <li>「廣應義塾の発注等に関する取引停止等の取扱規則」を制定して、業者に対する処分方針を定めている。同規則はWebサイトに掲載するとともに、管財担当部署の窓口に掲示してその都度周知している。また、300万円以上で取り交わす請負契約には添付している。</li> <li>リスク要因や実効性を考慮して、業者に「誓約書」の提出を求めている。</li> <li>構成員と業者との癒着防止策として、一部の地区で電子購買システムを試行している。また、特別監査の際に業者の帳簿と突合している。</li> <li>検収業務については、各キャンパスに検収担当部署を設置して対応している。</li> <li>特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成・機器の保守点検等)については、『公的資金マニュアル』に明確なルールを定め、仕様書や出来上がったデータ(の一部)等を提出させて、検収を行っている。</li> <li>人事部門との協働で、教員系非常勤雇用者の勤務状況を管理する方法を検討している。</li> <li>研究者の出張計画の実行状況の把握については、各キャンパスの学術研究支援課(担当)が、マニュアルに則り、研究者に証拠書類を求めている。不合理な計画が認められた場合は、研究者本人に確認する。『公的資金マニュアル』に則り、各キャンパスの学術研究支援部門において、出張報告書の提出を研究者に求め、必要に応じて本人に状況を確認をする。また、内部監査の際、出張報告書を確認し、是非を判断した上で、必要に応じて監査対象としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャンパスによっては、構成員が研究資金ごとの執行済額を、適時に把握しきれていない。</li> <li>研究期間終了間際に、まとめて大量・多額の発注が行われることがある。</li> <li>換金性の高い物品の管理が十分ではない。</li> <li>機器の保守点検等、成果物のないケースの検収が十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者発注分を含め、研究費の残高が適時に確認できるシステムを全塾で導入する。(一部のキャンパスでは、既に導入済み。)</li> <li>各キャンパスの学術研究支援課(担当)が、繰越制度の活用や返納等の選択肢も示し、必要に応じて適用を促す。</li> <li>各キャンパスの管財担当部署が、20万円未満のノートパソコンやモバイル情報端末を換金性の高い物品として、「公的資金」と記したラベルを添付しているが、対象物品が時代や社会情勢に照らして相応しいものとなるよう、適宜見直す。</li> <li>各キャンパスの管財担当部署等が、抜き打ちで機器の保守点検等に立ち会う。</li> </ul>
情報発信・共有化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的資金等の使用に関するルール等に関する機関内外からの相談は、各キャンパスの学術研究支援課(担当)が受け付けている。</li> <li>競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針等は、「不正防止計画」や関連規程をWebサイトへ公開することによって、外部へ公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口に関する情報が、十分に周知されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口については、Webサイトや冊子体等において既に周知しているが、学術研究支援課(担当)が、研究者にとって利用しやすい窓口となるよう創意工夫し、研究者とのコミュニケーションを密に行うようにする。</li> </ul>
モニタリングの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高管理責任者である塾長の直轄的組織として業務監査室を設置し、必要な権限付与のための規程を定めている。また、監査手順を示した「監査マニュアル」を作成し、毎年更新しながら監査の質を一定に保っている。</li> <li>業務監査室は、毎年不正発生要因等を踏まえて監査計画を立案し、適宜見直している。</li> <li>業務監査室は、監査対象課題をランダムに抽出し、その課題(研究者)が前々年度および前年度に監査対象となっていた場合は対象から外し、監査必要数まで繰り下げて抽出する。また、金額や取引回数等に特に偏りが見られる場合、特別監査の対象としている。</li> <li>業務監査室は、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施している。</li> <li>業務監査室は、監査計画説明会の機会を利用して、監事や会計監査人との情報交換を行い、連携を強化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に購入した物品の所在を、十分に確認できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務監査室が、内部監査において、過去に購入した物品の所在確認を行うための体制強化を検討する。また、各キャンパスの管財担当部署等が、抜き打ちで物品の所在確認を行う。</li> </ul>